

新旧対照表

改正後（新）

改正前（旧）

秋田県ICT活用モデル工事実施要綱

秋田県ICT活用モデル工事実施要綱

第1条～第3条（略）

第1条～第3条（略）

（ICT活用モデル工事の対象工種）

（ICT活用モデル工事の対象工種）

第4条 発注者は、ICT活用ICT活用モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。工種毎の具体的内容は、それぞれ実施要領によるものとする。

第4条 発注者は、ICT活用ICT活用モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。工種毎の具体的内容は、それぞれ実施要領によるものとする。

(1)～(11)（略）

(1)～(11)（略）

(12) 擁壁工

(13) 基礎工

第5条（略）

第5条（略）

（工事成績評定）

（工事成績評定）

第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（工事特性）に次表のとおり加点を行うものとする。ただし、次項により減点を行う場合は加点を行わない。

第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（工事特性）に次表のとおり加点を行うものとする。ただし、次項により減点を行う場合は加点を行わない。

工種	加点数
土工	4
舗装工	4
河川浚渫	4
地盤改良工	4
法面工	4
付帯構造物設置工	—
作業土工（床掘）	—
舗装工（修繕工）	4
土工（1,000m3未満）	4
小規模土工	4
構造物工（橋脚・橋台）	4
<u>擁壁工</u>	<u>4</u>
<u>基礎工</u>	<u>4</u>

工種	加点数
土工	4
舗装工	4
河川浚渫	4
地盤改良工	4
法面工	4
付帯構造物設置工	—
作業土工（床掘）	—
舗装工（修繕工）	4
土工（1,000m3未満）	4
小規模土工	4
構造物工（橋脚・橋台）	4

※ICT活用モデル工事の主工種（1工種）について加点を行う。
 ※主任監督員の評価において、考察項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点することとし、対応事項I～IVにおいて重複評価しないものとする。

※ICT活用モデル工事の主工種（1工種）について加点を行う。
 ※主任監督員の評価において、考察項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点することとし、対応事項I～IVにおいて重複評価しないものとする。

2（略）

2（略）

改正後（新）

（実施証明書）

第7条 発注者は、次表により、秋田県ICT活用モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。

工種	発行の有・無（－）
土工	有
舗装工	有
河川浚渫	有
地盤改良工	有
法面工	有
付帯構造物設置工	－
作業土工(床掘)	－
舗装工(修繕工)	有
土工(1,000m3未満)	有
小規模土工	有
構造物工(橋脚・橋台)	有
<u>擁壁工</u>	<u>有</u>
<u>基礎工</u>	<u>有</u>

第8条～第14条（略）

附則（令和5年9月14日技管－448）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

（参考）

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	条件	内容
10 ICT活用モデル工事の対象	● 発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ICT対象工種 <u>ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工（橋脚・橋台）、ICT擁壁工、ICT基礎工</u> モデル工事の実施については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。 上記のICT対象工種以外の工種については、受注者希望型として扱う。 受注者は、ICT対象工種以外においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、当該工種をICT対象工種として扱うものとする。
	● 受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用モデル工事として扱うものとする。 モデル工事の実施については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。

改正前（旧）

（実施証明書）

第7条 発注者は、次表により、秋田県ICT活用モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。

工種	発行の有・無（－）
土工	有
舗装工	有
河川浚渫	有
地盤改良工	有
法面工	有
付帯構造物設置工	－
作業土工(床掘)	－
舗装工(修繕工)	有
土工(1,000m3未満)	有
小規模土工	有
構造物工(橋脚・橋台)	有

第8条～第14条（略）

（参考）

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	条件	内容
10 ICT活用モデル工事の対象	● 発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ICT対象工種 <u>ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工（橋脚・橋台）</u> モデル工事の実施については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。 上記のICT対象工種以外の工種については、受注者希望型として扱う。 受注者は、ICT対象工種以外においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、当該工種をICT対象工種として扱うものとする。
	● 受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用モデル工事として扱うものとする。 モデル工事の実施については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。

改正後（新）

改正前（旧）

現場説明書（条件明示）

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

(3) その他条件 (ICT活用モデル工事)		<p>(発注者指定型、受注者希望型：共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル工事の積算については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。 <p>(発注者指定型の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行った場合は、工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（積算編）」により設計変更で計上する。
---------------------------	--	--

(3) その他条件 (ICT活用モデル工事)		<p>(発注者指定型、受注者希望型：共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル工事の積算については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
---------------------------	--	---